

南箕輪村強靭化計画

令和3年度～令和7年度

【令和3年3月】



目次

第1章 基本事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
第2章 総合目標・基本目	
1 総合目標と基本目標の設定	3
2 総合目標	3
3 基本目標	3
4 計画期間の考え方	3
第3章 リスクシナリオ	
1 災害の想定	4
2 リスクシナリオと施策分野	4
第4章 取り組むべき事項	
第1節 人命の保護	6
第2節 迅速な救助・救急活動の実施	12
第3節 行政機能、情報通信機能の確保	17
第4節 必要最低限のライフラインの確保	19
第5節 経済活動の機能維持	23
第6節 二次的な被害の防止	25
第7節 迅速な復旧・復興	30
資料編 対応策による具体的な施策公共事業の主な整備箇所一覧	32

第1章 基本事項

1 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災は、国難ともいえる未曾有の被害をもたらしました。また、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風(台風第19号)の災害では、長野県内においても甚大な被害がもたらされるなど、大規模自然災害に対して「命を守る」ための備えや、迎え撃つ社会のあり方が問われています。

本村は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているほか、伊那谷活断層地震による大規模な災害の発生も危惧されています。また、平成18年7月豪雨の災害時には河川の氾濫や低地での浸水被害が生じるなど、多くの災害に直面し、被害が発生しました。これら過去の経験から、豪雨などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっており、本村においても、東日本大震災や熊本地震、近年の度重なる豪雨災害等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組みをしてきたところです。

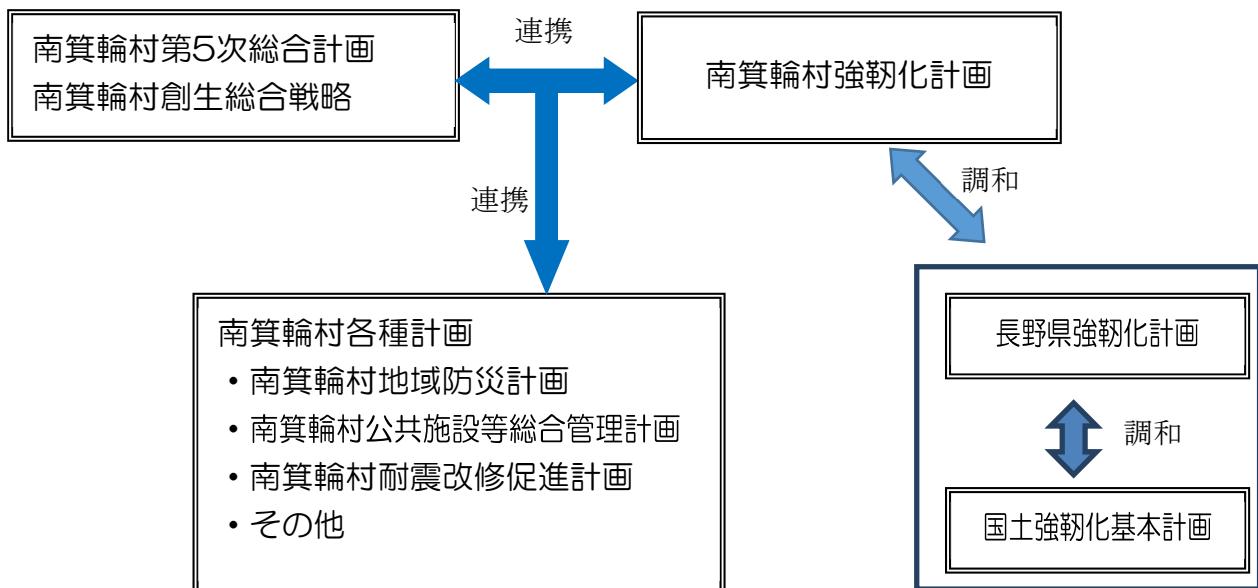
こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。さらに長野県においても、平成28年3月に「長野県強靭化計画」(以下「県計画」という。)が策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

本村における自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、自然災害への備えを図ることは、今後想定される大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の持続的な成長を実現するために必要です。

こうした基本認識のもと、本村における国土強靭化に関する施策を県計画と調和し、総合的かつ計画的に推進するため、「南箕輪村強靭化計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に規定する国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関し、本村における様々な分野の計画等の指針となるものです。このため、南箕輪村第5次総合計画や南箕輪村創生総合戦略と連携しながら、重点的、分野横断的に推進する計画として、南箕輪村地域防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の各分野における各種計画の国土強靭化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



第2章 総合目標・基本目標

1 総合目標と基本目標の設定

本村は、国土強靭化という新たな政策課題に対しても、これまでの歴史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、新たな役割を担っていくことが求められています。

第3次長野県地震被害想定調査報告書による村内の被害想定及び今後危惧される局地的豪雨などを想定したハザードマップや県計画の基本の方針に配慮し、本計画の『総合目標』設定し、総合目標実現のための南箕輪村の強靭化を推進するうえでの『基本目標』を設定します。

2 総合目標

『村民の生命、財産、生活を守り安全安心なむらづくりを進める』

3 基本目標

- ・村民の生命の保護を最大限に図るための自然災害リスクへの対応
- ・村民の生活を継続するため重要機能を担う施設の維持
- ・村民の財産及び公共施設への被害軽減
- ・迅速な復旧復興

4 計画期間の考え方

本計画は、南箕輪村第5次総合計画や南箕輪村創生総合戦略と連携し、村の各種計画とも連携する計画であるべきという観点から、計画期間の整合を図るため、令和3年度から令和7年度を計画期間と定めます。しかし、社会情勢の変化、各種計画等を勘案し隨時見直しを行います。また、計画、実施、結果の評価、見直し改善をPDCAサイクルにより計画的に行います。

第3章 リスクシナリオ

1 災害の想定

本計画では、第3次長野県地震被害想定調査報告書による地震の被害と、今後危惧される局地的豪雨や台風を要因とする天竜川や中小河川の氾濫、低地浸水や土砂災害警戒区域の土砂災害及び雪害による災害を想定します。

2 リスクシナリオと施策分野

『災害想定』『基本目標』を踏まえ、県計画との調和を図るため『起きてはならない最悪の事態』を以下のとおり設定します。

●起きてはならない最悪の事態

基本カテゴリー	起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等【豪雨】河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-3	土砂災害【土石流、がけ崩れ、地すべり】による死傷者の発生
	1-4	避難勧告・指示の判断の遅れや情報伝達手段不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 迅速な救助・救急活動の実施	2-1	長期による孤立住宅の発生（大雪含む）
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足（停滞）
	2-3	医療機関、医療従事者の不足や医療・福祉機関の被災による機能麻ひ
	2-4	疫病・感染症の拡大
3 行政機能、通信機能の確保	3-1	庁舎被災による機能低下
	3-2	停電による情報通信の麻ひ
4 必要最低限のライフラインの確保	4-1	エネルギー供給の停止（電気・ガス・石油等）
	4-2	上水道の長期間の停止
	4-3	下水道の長期間の停止
	4-4	地域交通ネットワークの停止
5 経済活動の機能維持	5-1	高速道路・鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止やサプライチェーンの寸断による企業活動の低下による経済活動の停滞
	5-2	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害の防止	6-1	土砂災害等の二次災害発生
	6-2	有害物質・油等の拡散や流失
	6-3	農地・森林の荒廃
	6-4	地域農産物・観光地に対する風評被害
	6-5	避難所環境悪化による避難者の健康悪化の防止

7 迅速な 復旧・復興	7-1	復旧・復興の遅れ
	7-2	被災者の生活再建の遅れ

第4章 取り組むべき事項

本計画では、リスクシナリオごとに、次のとおり現状認識・問題点の整理（脆弱性の整理）と必要な各対応施策を設定し、強靭化の推進を図ります。

第1節 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 住宅の耐震化、大規模建築物の耐震化

- (1) 昭和56年以前に建築された建築物は、耐震性に乏しく倒壊等のおそれがあります。住宅・建築物の耐震化率は、住宅が約64.4%（H25調査）であり、耐震診断及び耐震改修補助制度がありますが、毎年数件の活用にとどまっているため、補助制度等の一層の積極的な活用推進のためのPRが必要です。また、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止していく必要があります。
- (2) 特定建築物の耐震化率は97.0%（H25）から現在100%（R01）となり、目標値は達成しているものの、多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により天井等が落下した場合多くの被災者が発生することが予想されるため、非構造部材の耐震化についても促進していく必要があります。

2 村有施設の耐震化（非構造部材落下防止含）

- (1) 学校・保育園施設は昭和56年以前の建物の耐震化は完了していますが、子どもたちの教育・保育をささえる施設であり、また災害時には避難所としての役割を持つことから、安全性の確保が必要です。非構造部材の耐震化、老朽化に伴う施設整備を進める必要があります。
- (2) 不特定多数の方が利用する社会教育施設（村民センター、村公民館、村民体育館、大芝スポーツ施設）は、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、安全の確保が重要です。耐震化は完了していますが、非構造部材の耐震化、老朽化に伴う整備を進める必要があります。
- (3) そのほかの村所有の施設について、耐震化の完了していない施設は計画的に改修を行うなどの検討が必要です。多くの施設で非構造部材の耐震化改修を計画的に進める必要があります。

3 防災面における都市環境の整備

- (1) 住宅密集地等では、大規模な火災の可能性、道路閉塞による避難経路の喪失の可能性があります。また、発生時には、隣接家屋への延焼を防ぐために的確な初期消火活動が必要となりますので、消火栓の取扱いを習得することが大切です。電柱や街路灯などの道路付属物は地震の際に倒れ基幹道路を遮断する可能性があります。

4 防災組織の強化

- (1) 災害時における防災組織として消防団がありますが、現在団員不足となっています。時代に合った消防団のあり方を検討するとともに、村民に消防団員の必要性を理解していただくことで団員を確保することが必要です。また、消防団強化に必要な資機材や装備を備える必要があります。
- (2) 災害時における組織として自主防災組織があり、全 12 地区に組織されています。過去の災害では、隣近所の助け合いにより救出・救助・初期消火が行われ、多くの命が救われています。地域コミュニティーが希薄になってきているなか、お互いが命を守る行動ができるよう自主防災組織の強化が必要です。

●対応策

1 住宅の耐震化、大規模建築物の耐震化

- ・南箕輪村耐震改修促進計画に沿った耐震化の推進
- ・補助制度等の積極的な広報による活用推進
- ・非構造部材の耐震化の推進

2 村有施設の耐震化（非構造部材落下防止含）

- ・村有施設の非構造部材落下防止対策の計画的な実施
- ・南箕輪村公共施設等総合管理計画、公共施設個別施設計画により計画的な修繕
- ・南箕輪村地域防災計画に基づいた指定避難所の整備

3 防災面における都市環境の整備

- ・幹線道路、橋梁の整備、歩道の整備、地区計画による生活道路の整備等
- ・消防水利の多様化及び適正な整備

4 防災組織の強化

- ・消防力の強化、消防施設・設備及び人員の増強、最適化
- ・消防機関及び自主防災組織等の連携強化
- ・消防応援協力体制の確立

第1節 人命の保護

1-2 異常気象等【豪雨】河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 治水対策

- (1) 近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、今まで以上に雨量の増加に対する対策が必要となっています。大規模水害を未然に防ぐためには、河川水路網や排水施設の整備や昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組むなど総合的に推進する必要があります。
- (2) 天竜川水系の大泉川や大清水川では、県が河川改修や河道浚渫を計画的に実施していますが、浸水被害が想定される河道の狭隘箇所や護岸の早急な改修が求められており、引き続き県と協力した河川改修の推進が必要です。
- (3) 村が管理する準用河川や普通河川においては、施設の老朽化や土砂の堆積が進み、近年、大雨時による護岸の崩落等の被害が多発しています。河川施設の早急な改修が求められています。

2 避難体制

- (1) 自宅が危険箇所にあるかを把握することが重要であるため、河川氾濫の浸水想定区域などを周知する必要があります。また、河川が氾濫する前に迅速に避難を促すことが重要です。同時に河川の浸水想定区域についても、重要水防箇所を中心に住民への周知や水防団等の警戒を継続して行う必要があります。

●対応策

1 治水対策

- ・国、長野県管理河川への河川改修等の要望
- ・村管理河川施設の計画的な改修・浚渫
- ・道路側溝などの計画的な施設改修や排水対策
- ・流域全体の関係者が協働して水害を軽減させる治水対策

2 避難体制

- ・防災マップ（ハザードマップ）の整備と周知
- ・浸水想定区域等の住民周知と警戒避難体制の確立
- ・住民主導型警戒避難体制の構築
- ・水防団の資機材整備と水防訓練の実施

第1節 人命の保護

1-3 土砂災害【土石流、がけ崩れ、地すべり】による死傷者の発生

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 土砂災害の防止

本村の土砂災害警戒区域は、令和元年度までに 103箇所が指定されており、そのうち 46 箇所は特別警戒区域となっています。全国的には、これまで被害が発生していなかった地域でも、豪雨によって土石流やがけ崩れが発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多くなっています。本村は、天竜川河岸段丘から形成される、急峻で脆弱な地質の土地が多く、がけ崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるために、平時から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要があります。

2 計画避難体制の充実強化

土砂災害が発生する前に、迅速に自らの命を守る行動をとる必要があります。そのための備えとして、自宅周辺が危険箇所にあるかを把握することが重要であり、土砂災害警戒区域などを周知する必要があります。土砂災害に対する避難訓練や防災教育により、住民一人ひとりの防災意識の向上を図ることが必要です。

3 森林の荒廃

森林の荒廃が進行すると、災害リスクの高まりにもつながります。森林の適正な整備と保全を図るため、がけ崩れ等の危険な箇所において山地災害防止施設による保安林機能の向上を促進するとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要があります。

●対応策

1 土砂災害の防止

- ・土砂災害発生が危惧される危険箇所の点検の実施
- ・危険箇所の把握をし、早期整備を国、長野県に要望

2 計画避難体制の充実強化

- ・防災マップ（ハザードマップ）の整備
- ・土砂災害警戒区域等の住民周知と警戒避難体制の確立
- ・住民主導型警戒避難体制の構築

3 森林の荒廃

- ・国、長野県と連携し、治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上を推進
- ・間伐等森林整備の推進

第1節 人命の保護

1-4 避難勧告・指示の判断の遅れや情報伝達手段不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 避難勧告等による避難

災害から被害を最小限に食い止めるためには、各自が判断をし（命を守る）行動をとることが基本です。村が発令する避難指示等に従い迅速な避難行動をとる必要があります。本村を訪れる観光客等に対しても迅速に情報伝達を行い避難行動につなげてもらう必要があります。

2 情報の伝達手段

いち早く災害や避難の情報を伝達するためには、多様な情報伝達手段が必要であり、村内全域に情報を正確に伝える必要があります。現在の情報伝達手段は下記のとおりです。特に行政防災無線では難聴地域なども発生しており、正確な情報伝達方法の検討の必要があります。

◇情報伝達手段

- 防災行政無線 メール配信サービス（Jアラートと連動）村ウェブサイト
- 伊那ケーブルTV 伊那有線放送 緊急防災情報エリアメール
- 防災協定によるYahoo！防災速報 広報車 消防団による広報 SNS

障がいを持つ方や外国人への災害等の緊急情報についても、必要とする情報伝達ができない状況があります。

3 要配慮者の避難行動支援

災害発生時に支援を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて地域の要配慮者、支援者、社会資源等を把握し、地図等を活用した要配慮者支援計画を策定する必要があります。

4 防災教育

災害発生時に自ら危険を回避するため力を育成するために、小中学校・児童保育施設などの児童生徒や職員への防災教育を実施する必要があります。また、地区などの防災教育を充実する必要があります。

●対応策

1 避難指示等による避難

- ・地域防災計画に基づき避難指示等の発令基準の見直しと周知
- ・村内危険箇所、緊急指定避難場所・指定避難所の周知徹底
- ・防災意識の向上と継続のための広報

2 情報の伝達手段

- ・現在運用している情報発信媒体の検証と多様な情報伝達手段構築の検討

- ・村メール配信の登録推進
- ・多言語等によるメールやSNS等での情報発信システムの検討整備
- ・多言語に対応できる自動翻訳機等の配備
- ・多言語版の防災マップの作成

3 要配慮者の避難行動支援

- ・要配慮者の避難体制の構築
- ・要配慮者支援計画の作成
- ・支えあいマップの作成と更新

4 防災教育

- ・防災訓練の実施
- ・出前講座を活用した防災教育の充実と推進

第2節 迅速な救助・救急活動の実施

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪含む）

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 道路等破損などによる孤立防止(大雪含む)

(1) 河岸段丘や急傾斜の地形に沿って道路が建設されており、すべての道路の災害予防対策を行うことは不可能であります。のり面崩落や落石等危険性の高い道路施設について把握する必要があります。また、災害時に橋梁等の破損により避難や救急救助、消火活動、物資の輸送に支障が生じる恐れがあり、道路パトロールや点検により道路施設を把握していく必要があります。

(2) 大雪による長時間に及ぶ通行止めは、村民生活や観光客等に大きな影響を及ぼす恐れがあります。国、長野県、警察その他関係機関と連携し、緊急輸送路や主要幹線を優先した除排雪をはじめとした冬期交通の確保をする必要があります。

2 救急救助、救援物資輸送

災規模災害発生時に道路交通網に支障をきたした場合には、ヘリコプターを活用した迅速な救急救助や救助物資輸送等を行う必要があります。

●対応策

1 道路等破損などによる孤立防止(大雪含む)

- ・道路パトロールや点検の結果に基づく対策の実施
- ・橋梁長寿命化修繕計画による対策
- ・南箕輪村除雪会議による国、長野県、警察その他関係機関との連携と対策
- ・まっくん除雪隊に対する支援
- ・除雪機補助制度の有効活用と雪捨て場の確保

2 救急救助、救援物資輸送

- ・広域応援活動を受け入れるための体制の整備(受援計画の策定)
- ・ヘリポートの確保と道路交通網復旧

第2節 迅速な救助・救急活動の実施

2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足(停滞)

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 自主防災組織の強化

広域的な大規模災害発生直後は警察、消防など救助救出活動を行う公的機関の活動が見込めない恐れがあり、各地区自主防災会の活動が重要です。

被害を最小限に抑えるためには、自分の命を守る『自助』、地域の人の助け合いである『共助』が重要であり、この共助の役割を担うのが自主防災組織の活動となります。災害が少ない本村にとって、継続的に防災意識の向上と地域の防災力の向上を図る必要があります。

2 南箕輪村消防団の強化

広域的大規模災害時には警察、消防などの機関の早期活動が見込めない恐れがあります。しかし、被災者の救助等は迅速な対応が必要です。地域における消防防災のリーダーとして訓練を実施している消防団が重要な役割を担いますが、消防団員の確保が厳しくなっています。有事の際に活動できるよう消防団員の処遇や活動の見直しを図り、消防団員の確保に取り組む必要があります。

3 南箕輪村赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、毎年、応急救護訓練・炊き出し訓練等を行い不測の事態に備えています。災害時において連携が必要となる各区、村消防団並びに地区自主防災会等の関係機関との平時からの連携強化が必要です。

4 関係機関との連携

大規模災害時においては警察・消防・自衛隊等関係機関の支援が必要となります。人命救助、消火活動、道路交通規制、防犯対策など支援に必要な事項を具体的に検討する必要があります。

●対応策

1 自主防災組織の強化

- ・自主防災会の活動拠点等での救助・救急、防災資機材の整備備蓄
- ・自主防災会へ助言できる防災士等の育成
- ・各地区自主防災会の関係団体との連携強化
- ・防災教育、防災訓練の実施

2 南箕輪村消防団の強化

- ・消防団員確保とともに処遇、活動、体制等の検討
- ・初動活動のためのスキルアップ
- ・消防資機材の計画的整備と点検整備

3 南箕輪村赤十字奉仕団との連携

- ・有事に備えた訓練の継続

- ・地区における連携と支援

4 関係機関との連携

- ・伊那警察署、上伊那広域消防等との平時からの連携
- ・訓練を通した実効性の検証
- ・南箕輪村防災会議を通じた関係機関間の情報共有

第2節 迅速な救助・救急活動の実施

2-3 医療機関、医療従事者の不足や医療・福祉機関の被災による機能麻痺

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 災害時の医療体制

大規模災害発生直後は、救護活動の拠点として南箕輪村保健センターが救護所となります。救護班を編成し、医師等の出動を得て救護にあたることが必要です。上伊那地域は一つの医療圏となっており、伊那中央病院が災害拠点病院に指定されています。重度の傷病者は迅速に災害拠点病院に搬送するなどの広域的な医療供給体制が必要であり、圏域内の医療機関と災害拠点病院等とが役割を分担しつつ、互いに連携して活動を行う必要があります。

大規模災害時に関係する機関等の具体的な行動計画として、平成28年12月に上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルを上伊那地域包括医療協議会で定め、上伊那地域災害医療本部、市町村、長野県災害対策本部及び医療機関等が連携を図ることになっています。

●対応策

1 災害時の医療体制

- ・DMAT(※1)、DPAT(※2)等災害支援医療関係機関との連携
- ・上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルの見直し
- ・救護所の災害用資機材・医薬品の備蓄
- ・有事における医療用資材、医薬品調達体制の整備
- ・住民への常備薬などの備えに関する広報

※1 災害派遣医療チーム。「Disaster Medical Assistance Team」の頭文字をとって DMAT(ディーマット)と呼ばれる。医師、看護師、医師・看護師以外の医療職及び事務職員で構成される。大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、おおむね48時間以内に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

※2 災害派遣精神医療チーム。「Disaster Psychiatric Assistance Team」の頭文字をとって DPAT(ディーパット)と呼ばれる。都道府県及び政令指定都市によって組織された、精神医療の中核的機関に籍を置く精神科医師、看護師、業務調整役などからなるチームで、災害が起こった場合は、災害時精神保健医療情報支援システム(DMHSS(ディーミス))で情報共有を図りながら、被災地域の都道府県が設けた災害対策本部や災害医療本部の指揮のもとで72時間以内に被災地などに派遣される。

第2節 迅速な救助・救急活動

2-4 痘病・感染症の拡大

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 災害時における感染予防対策

大規模自然災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が発生する可能性があります。避難所や被災地域における痘病・感染症等の発生を防止するため、トイレ等の環境整備や飲み水の確保、健康管理対策、感染防止のための対策（手洗い、消毒等）等の実施体制を整備する必要があります。

●対応策

1 災害時における感染予防対策

- ・平時からの手洗い、うがい、咳工チケット等の感染症対策の啓発
- ・マスク、手指消毒剤などの衛生用品の備蓄
- ・伊那保健福祉事務所等と連携し感染症発生状況の把握
- ・避難所での感染症予防対策マニュアル、避難所運営マニュアルの策定と体制整備

第3節 行政機能、情報通信機能の確保

3-1 庁舎の被災による機能低下

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 庁舎の機能維持と職員体制

- (1) 行政機関の業務量が増大するなか、災害発生時には、役場庁舎が重要な拠点となります。耐震化及び非常用発電の設備は完了していますが、伊那谷断層帯近くに立地するため機能維持を担う代替施設の確保が必要です。また、情報伝達施設の破損を想定し、情報伝達を行える設備を検討する必要があります。
- (2) 役場のネットワーク回線は、いないネットの光ケーブルを利用しています。災害時に通信経路が切断された場合や、庁舎地下サーバ室内の各種サーバに被害が出た場合に、村ウェブサイトの更新やファイルサーバの利用ができなくなるなど、多くの業務に支障がでることが予想されます。
- (3) 大規模災害時は職員も被災することが想定されます。また、被災状況により活動拠点への到着に遅れが生じます。応急・復旧活動を迅速に行うためには、職員の安否確認ができるだけ早く行い、人員を確保することが必要です。また、到着した職員から優先度の高い業務に従事していくことも必要です。

●対応策

1 庁舎の機能維持

平成30年7月に策定された南箕輪村業務継続計画の更新・見直しにより、次の非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にします。

- (1) 村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 電気、水、食料等の確保
- (3) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (4) 重要な行政データのバックアップ
- (5) 非常時優先業務の整理

2 庁舎の代替施設の整備

役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎について計画をされていますが、災害状況に応じた施設として防災研修センターを整備します。

第3節 行政機能、情報通信機能の確保

3-2 停電による情報通信の麻痺

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 情報通信の維持

災害時においては、通信施設の被災、通信量の急激な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳（物事が1か所により集まって混み合っていること）が発生する恐れがあります。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するための緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要となります。通信施設で重要な防災行政無線は、統制局が耐震性のある庁舎に設置され、予備電源の確保もされています。

大規模停電などの不測の事態時において、現在整備されている情報通信・伝達手段が被災した状況化においても、関係機関との情報通信と住民に情報を伝達する手段を検討し構築する必要があります。

●対応策

1 情報通信の維持

- ・防災行政無線の適切な保守業務の継続
- ・有線・無線系及び地上・衛星系など通信回線の多様化
- ・災害時優先電話、衛星携帯電話、臨時災害放送局等の非常用通信手段の機器及び運用体制の確立
- ・防災協定事業所との連携
- ・通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のための隨時点検及び訓練等
- ・防災等の必要な情報を発信できる体制の整備

第4節 必要最低限のライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 電気・LPガス・石油類燃料の安定供給

大規模災害発生直後は、電気、LPガス、石油類燃料の供給の停止が予想されます。電気については、発電所からの送電停止、電柱の倒壊等により長期的な停電が予想され、被災の規模によっては、応急・復旧業務が直ちに実施できない可能性があります。LPガスや石油類については、交通インフラの被災により、応急・復旧に関する専門家の派遣の遅延や道路網寸断による輸送困難に陥るおそれもあります。

2 自然エネルギーの活用

再生可能エネルギーについては、太陽光発電は個人住宅を中心に普及し、太陽光発電施設が増加しています。公共施設についても、下水道処理施設に太陽光発電を設置するなど、公共施設への太陽光発電、ペレットストーブ、太陽光利用の防犯灯等の設置を進めてきました。自然エネルギーは温室効果ガス排出量削減の面からも地球温暖化の影響による災害を防止します。化石燃料に頼らないエネルギー確保などから災害に強いまちづくりの検討が必要となります。

●対応策

1 電気・LPガス・石油類燃料の安定供給の確保

- ・災害協定事業所との連携強化
- ・蓄電池の設置配備の検討
- ・有事における事業所との災害協定の検討

2 自然エネルギーの活用

- ・公共施設へのソーラーパネル等による再生可能エネルギー施設の導入

第4節 必要最低限のライフラインの確保

4-2 上水道の長期間停止

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 上水道施設

- (1) 上水道施設は、住民生活にとって必要なライフラインのひとつであり、その機能を維持又は早期回復することが必要不可欠です。

浄水施設・ポンプ施設(第2配水池)、村内3箇所(第1、第2、南原)の各配水池は耐震化を行いましたが、自己水源で深井戸の第1、2、4水源は、耐震性が低くなっています。

長野県上伊那広域水道用水企業団からの受水が約90%であるため、受水の可否によっては多大な影響を受けることになります。

- (2) 水道管路は、基幹管路では耐震管を含めた耐震化適合率が22.9%であり、導水管が被害を受けると配水池へ原水を送ることができないことが想定されます。また、配水管の接手部の離脱や破断が発生し配水能力の低下が想定されます。

●対応策

1 上水道施設

- ・南箕輪村水道ビジョン、南箕輪村上水道事業アセットマネジメント、南箕輪村水道事業経営戦略による計画的な耐震化の推進と整備更新の計画的実施
- ・停電時における施設整備計画

2 平時からの備え

- ・応急給水施設（災害拠点給水施設、各配水池）の維持管理を継続
- ・災害時における給水計画の作成（給水タンク車の導入等）
- ・停電によって水道施設が停止しない施設整備の計画や浄水装置運用計画の検討
- ・応急復旧・給水用資機材の確保
- ・関係機関との連絡協力・相互応援・協定の体制構築
- ・復旧時に即時対応できるよう台帳整備と更新

第4節 必要最低限のライフラインの確保

4-3 下水道の長期間停止

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 下水道施設

- (1) 公共下水道として平成9年から供用開始されている下水道施設は村民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時に同等の代替機能を有することが難しいため、その機能を早期回復することが必要不可欠です。
- (2) 平成25年度に地震対策に係る下水道総合地震対策計画を策定し、処理場管理棟の耐震化を実施しましたが、処理場内には耐震化未実施施設が現存しています。また、管路施設のマンホール継手部分に耐震化未実施箇所があるため、耐震化への対応が必要です。
- (3) 令和元年度に下水道ストックマネジメント計画を策定しました。この計画に沿って、減災に向けた取組みとして老朽化した下水道施設の修繕・改築が必要です。

2 平時からの備え

施設が被災した場合、機能が復旧するまでにはかなりの時間を要することが予想されるため、平時から緊急応援体制を構築しておく必要があります。

●対応策

1 下水道施設

- ・南箕輪村下水道事業業務継続計画の見直しと対策の強化の推進
- ・南箕輪村下水道総合地震対策計画の見直しと対策箇所の改築
- ・下水道ストックマネジメント計画に沿った減災に向けた施設の修繕・改築
- ・復旧時に対応する台帳整備の更新
- ・「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」に基づく連携

2 平時からの備え

- ・定期的点検時における災害時の作動点検
- ・下水道施設（管渠含む）の点検・調査
- ・避難所用の簡易トイレやマンホールトイレの確保の検討と整備

第4節 必要最低限のライフラインの確保

4-4 地域交通ネットワークの停止

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 道路

上伊那地域の市町村を南北に重要な主要道路が走り、村内は東西に主要道路が整備されています。扇状地地形や河岸段丘の地形から、特に急傾斜地において大雨や地震による土砂崩落や大雪で道路が寸断される事象が発生する可能性があります。緊急輸送路や緊急輸送路の代替え機能を持つ道路の信頼性の向上、安全な避難路の確保など、防災・減災の観点から、安心・安全な道路整備を図る必要があります。

道路交通ネットワークとして主要な幹線道路網を確保するため、道路の重要構造物である橋梁及び横断歩道橋について定期点検を実施しつつ、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性・安全性を確保する必要があります。

●対応策

1 道路

- ・舗装修繕計画等各種計画による計画的な道路整備
- ・橋梁長寿命化修繕計画による計画的な修繕
- ・道路付属物ストック点検から各施設修繕計画の策定と整備
- ・道路パトロールなどによる平時からの維持管理

第5節 経済活動の機能維持

5-1 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止やサプライチェーンの寸断による企業活動の低下による企業活動の停滞

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 道路の代替性の確保

高速道路や国道等主要な基幹的交通網が分断された場合、代替機能不足が想定され、広域的な交通に支障が出る恐れがあります。復旧・復興が遅れるだけでなく、企業の流通活動に著しく支障を来すため、幹線道路ネットワークの適切な代替性の確保や、災害時における関係機関相互の連携を図る必要があります。

2 鉄道の災害時の強化

本村は南北にJR東海が運行している(飯田線)があります。自然災害時における運休は村民の移動手段が絶たれるほか、北殿駅、田畠駅で利用者が帰宅困難となる可能性があります。

3 サプライチェーン寸断等に伴う企業の生産力低下

村内や近隣には、多くの企業があり、災害による工場の操業停止や物流の停止によるサプライチェーンの寸断は、経済活動に大きな影響を及ぼし、復旧・復興を遅らせます。企業ごとのBCP策定が必要ですが、小規模事業者においては、BCP策定が進んでいない現状があります。BCP策定への意識の向上及び策定支援が必要です。

●対応策

1 道路の代替性の確保

- ・地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備の推進
- ・道路施設の法面対策、橋梁の耐震補強や道路改築対策
- ・緊急輸送路の代替機能を持つ道路や避難路となる幹線道路等の整備推進
- ・橋梁の定期点検の実施と長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕

2 鉄道の災害時の強化

- ・飯田線沿線の近隣市町村と災害耐性の強化の要望
- ・関係機関が連携して、災害情報の共有を図り、早期復旧の要望
- ・帰宅困難者の対応体制

3 サプライチェーン寸断等に伴う企業の生産力低下

- ・村内企業には、国・長野県の施策と連携したBCP策定への意識向上及び支援
- ・国の認定制度等の活用推進
- ・長野県BCP策定支援プロジェクトの活用推進
- ・南箕輪村商工会等との連携によるBCP策定の啓発

第5節 経済活動の機能維持

5-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 備蓄、物資等の供給

多数の避難者が生じ避難が長期間にわたる場合、食料供給が困難になることが想定されます。断水や物資の途絶の可能性があることから、避難者の生命を維持するための適切な備蓄品と迅速な供給体制を確保するとともに、水道を中心としたライフラインの早期復旧が必要となります。

2 農産物の安定生産

自然災害の発生により農地や農業施設が被災した場合は、急な生産低下が想定されます。農業用水を安定確保するため、農業用施設の長寿命化、耐震対策、農地の整備を計画的に進め、安定した農業生産を図る必要があります。

3 基幹的農業水利施設

自然災害の発生により復旧（機能回復）に時間を要する事がないよう、施設ごとの整備状況を整理しておく必要があります。また、基幹水利の被災により人住家への二次被害などを起こさぬよう、日常からの点検が必要となります。

4 給食施設

給食施設が被災した場合は、給食を提供できない事態が発生します。また、給食施設を利用し避難者への炊き出しを行う場合は、エネルギー源の確保が必要になります。

●対応策

1 備蓄、物資等の供給

- ・地域防災計画による食料、飲料水等の備蓄
- ・断水時における飲料水等供給体制の確保
- ・住民、事業所への飲食料の備蓄の啓発
- ・災害時の円滑な物資調達のための協定締結者との連絡体制強化

2 農産物の安定生産

- ・農業施設の長寿命化、耐震化計画の整備
- ・担い手の育成確保や農業経営の活性化等の推進
- ・農産物等直売所の活用による農産物確保の推進

3 基幹的農業水利施設

- ・関係機関の連携による基幹的農業水利施設の点検
- ・長野県の機能保全計画による対策工事の推進

4 給食施設

- ・食料供給基地とするためのエネルギー源の確保や、給食施設の整備

第6節 二次的な被害の防止

6-1 土砂災害等の二次災害の発生

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 土石流、地すべり、かけ崩れ

大規模災害発生後には、地震の揺れ等に伴い、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、二次災害発生の危険性のある土砂災害危険箇所等の点検を的確かつ迅速に実施する必要があります。

2 ため池等

大地震の揺れなどにより、農業用ため池が破損し、下流域への浸水被害が想定されます。被害を防ぐために、老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐きの能力不足、取水施設の損傷等安全性が危惧されるため池について、計画的に改修を進める必要があります

県の砂防関係施設が飛地に立地しており、適切な点検の必要があります。

●対応策

1 土石流、地すべり

- ・国、長野県と連携した迅速な応急対策工事の実施と警戒避難体制の早期構築
- ・関係機関の協力を得て、大規模災害発生後の危険箇所の点検を実施

2 ため池等

- ・長野県と連携し、老朽化により安全性が危惧されるため池の安全確保
- ・長野県が管理する砂防施設の平時からの点検と緊急時における点検依頼

第6節 二次的な被害の防止

6-2 有害物質・油類の拡散や流失

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 危険物施設

村内の危険物施設においては、消防署と連携し、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止することが重要です。施設、設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用機材の備蓄を図るとともに、保安教育、防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。

●対応策

1 危険物施設

- ・長野県、消防機関と連携し、危険物施設の詳細把握の実施
- ・長野県危険物安全大会等による危険物保安の意識高揚の啓発推進
- ・緊急時対応の資機材備蓄

第6節 二次的な被害の防止

6-3 農地・森林の荒廃

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 農地、農業水利施設等

高齢化により、集落機能が低下し、農用地、水路等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加しています。そのため、各地域の自主性を活かした農地、農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要があります。

平時から農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させ、大規模災害時の二次被害を起こさないようにするために、農地、農業水利施設等を適切に保全管理する必要があります

2 森林

森林の荒廃による地すべり、土石流等の山地災害による被害を軽減するためには、間伐など森林整備を推進し、森林の土砂災害防止機能を一層向上させるなど、治山事業等による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。

●対応策

1 農地、農業水利施設等

- ・多面的機能交付金等の活用による農地、農業水利施設等の適切な保全管理
- ・関係機関と連携した農地、農業水利施設等の地域資源の保全・管理の推進

2 森林

- ・長野県と連携し、「災害に強い森林づくり」の推進
- ・山崩れ、地すべり、土石流等の山地災害による被害を軽減するため、森林整備を推進
- ・長野県が進める「森林（もり）の里親促進事業」、社会貢献に意欲のある企業、団体等と連携して、森林づくりを推進

第6節 二次的な被害の防止

6-4 地域農産物・観光地等に対する風評被害

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 風評被害

大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等を適切に実施する必要があります。

●対応策

1 風評被害

- ・国、県、JA 上伊那、南箕輪村観光協会等の各種団体と連携し、災害に関する状況を国内外に正確に発信
- ・長野伊那谷観光局等との連携を図り、情報の受発信を一本化できる体制を強化
- ・被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応
- ・報道機関には、被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力を依頼

第6節 二次的な被害の防止

6-5 避難所環境悪化による健康悪化の防止

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 避難所の運営・環境整備

村・地区自主防災会・住民の皆さん、それぞれが食料等の備蓄に努めるとともに、避難所運営がスムーズに進められるよう、事前に計画を策定しておくことが必要です。

避難者が協力し合い、避難所の環境整備に努めるとともに、災害弱者となる高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍の方、乳幼児、妊婦、女性などに対する配慮が必要です。

2 要配慮者に対する対応

災害発生時は要配慮者を受け入れる施設として、福祉避難所が確保されます
が、受け入れ人数が十分でない場合があります。福祉避難所の運営は、緊急時の混乱した状態の中で、福祉避難所へ避難者を移動させる判断を誰がどう行うかなど事前に検討しておく必要があります。

3 避難者の健康状態

避難所においては、平時とは異なった生活環境や被災のショック等から心身の健康にさまざまな影響を受ける可能性があります。避難生活が長期化するほど健康への負担は増大します。特に要介護者や高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などは配慮が必要です。

健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活を送ることができるよう配慮するとともに、早期発見と早期対応ができる体制づくりが必要です

●対応策

1 避難所の運営・環境整備

- ・避難所生活備蓄品の配備
- ・地域防災計画に沿った避難所環境整備

2 要配慮者に対する対応

- ・協定締結している福祉施設との連携体制の強化
- ・要配慮者受け入れ可能な福祉施設との協定締結
- ・福祉避難所移送の判断基準等の検討

3 避難者の健康状態

- ・保健師・管理栄養士等、派遣体制の整備
- ・圏外から受け入れる医療救護班や、心のケアチームとの連携体制の整備

第7節 迅速な復旧・復興

7-1 復旧・復興の遅れ

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 災害廃棄物の処理

大規模災害発生時は廃棄物処理が滞り、復旧が遅延する可能性があります。また、地域の環境衛生への影響も懸念されます。

2 道路啓開(※1)等災害廃棄物の処理

大規模災害により道路にガレキ等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じるおそれがあります。このため、速やかな道路啓開等により生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。

●対応策

1 災害廃棄物の処理

- ・地域防災計画による災害廃棄物仮置き場の確保
- ・長野県、上伊那広域連合と連携した災害廃棄物処理計画の策定と災害対応時の体制構築

2 道路啓開等

- ・速やかな活動を行うための応急措置の連携体制の強化
- ・災害応援協定団体等の平時からの情報交換

※1 大規模発災時などにおいて、道路を塞ぐガレキ等の処理や簡易な段差修繕などにより、救援ルート等を確保すること。

第7節 迅速な復旧・復興

7-2 被災者の生活再建の遅れ

●現状認識・問題点の整理（脆弱性）

1 土地

大規模災害が発生した際、既存の土地境界の復元が必要となります、村では既に地籍調査が終了していますが、復元に必要な正確な情報等のバックアップ体制の整備をしておく必要があります。

2 災害生活支援

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた住民に対し、生活の安定と被災地場所の速やかな復興、二次災害を起こさないための支援が必要となります。そのため被災建物や被災宅地の危険度判定は、二次災害防止のために被災後直ちに行う業務ですが、判定士の人数が限られるため、登録者数を増やし、判定実施体制の整備を進める必要があります。また、応急仮設住宅の確保を速やかに行う必要があります。さらには、被災地の支援が迅速に受けられるように、罹災証明の発行が必要となります。大規模災害時は、被災調査、認定する人員不足が見込まれるため、罹災証明を早期発行できる体制の整備が必要です。

●対応策

1 土地

- ・地籍調査データの保管管理

2 災害生活支援

- ・被災建物や被災宅地の危険度判定士の確保
- ・被害調査体制の構築
- ・応急仮設受託建設予定地の建設配置計画の作成と新たな候補地の選定
- ・罹災証明発行までの体制整備と被害調査研修の実施
- ・被災者支援システムの運用

3 人員確保の取組み

- ・各種災害時相互応援協定の確認
- ・南箕輪村受援計画の策定
- ・同じ災害圏に属さない市町村との受援協力体制(受援計画)の検討

資料編

対応策による具体的な事業（公共事業の主な整備箇所一覧）

対応策に沿った具体的な事業を明記する。

	対応方策	事業名	個所名	種別
1	1-1	公民館等耐震補強事業	村公民館他	村有施設の耐震化
2	1-1	住宅耐震補強事業	村内	住宅の耐震化
3	1-1	小中学校防災強化事業	村内	非構造部材改修
4	1-1	村民体育館整備事業	北殿	非構造部材改修
5	1-1	保育園施設整備事業	村内	外壁落下防止
6	1-1	村道 1098 号線歩道整備事業	久保・中込・塩ノ井	都市環境整備
7	1-1	村道 5 号線歩道マウントアップ解消事業	北殿	都市環境整備
8	1-1	村道 105 号線歩道マウントアップ解消事業	南殿	都市環境整備
9	1-1	消防水利の多様化事業(防火水槽・消火栓設置更新)	村内	都市環境整備
10	1-1	消防団設備・整備事業	消防団	防災力強化
11	1-2	村道 2212・2213・2215 号線道路改良事業	南原	治水対策
12	1-2	滝ノ沢川改修事業	久保	治水対策
13	1-2	北沢川護岸改修事業	久保	治水対策
14	1-2	黒川護岸改修事業	南殿	治水対策
15	1-2	黒川等河川河床浚渫事業	村内	治水対策
16	1-2	水防資機材整備事業	消防団	避難体制
17	1-3	村防災マップ更新業務 (1-4 多言語版防災マップの更新)	村内	避難体制 (情報伝達手段)
18	1-3	森林育成事業・奥地林整備事業	村内	森林整備
19	1-4	災害時情報伝達手段の構築業務	村内	情報伝達手段
20	1-4	要援護者管理支援システム更新業務	村内	要援護者対策
21	2-2	消防団員の処遇見直業務	消防団	消防団強化
22	2-3	災害用資機材の整備事業	保健センター	災害時医療体制
23	3-1	防災研修センター整備事業	大芝	庁舎維持機能
24	3-2	行政防災無線適正管理と通信多様化整備事業	村内	情報通信の維持
25	4-2	基幹配水管布設替事業	大泉、北殿	上水道施設
26	4-2	配水管の耐震化布設替事業	村内	上水道施設
27	4-2	導水管布設替事業	大芝	上水道施設
28	4-2	第 1 水源更新事業	大泉	上水道施設
29	4-2	第 1 配水池電源装置設置事業	大泉	上水道施設
30	4-2	第 2 配水池自家発電装置設置事業	大芝	上水道施設
31	4-2	耐震性貯水槽設置事業	村内	上水道施設

32	4-2	応急資機材の確保整備事業	村内	上水道施設
33	4-2	水道施設管理システムの維持、更新事業	村内	上水道施設
34	4-3	下水道総合地震対策計画策定業務	村内	下水道施設
35	4-3	下水道事業業務継続計画策定業務	村内	下水道施設
36	4-3	マンホール継手耐震化工事	村内	下水道施設
37	4-3	下水道ストックマネジメント計画に基づく修繕・改築事業	村内	下水道施設
38	4-4	橋梁定期点検業務	村内	道路
39	4-4	横断歩道橋定期点検業務	村内	道路
40	4-4	南田橋修繕事業	南殿	道路
41	4-4	北沢川第3号橋修繕事業	飛地	道路
42	4-4	村道 1063 号線舗装修繕事業	久保	道路
43	4-4	村道 6 号線舗装修繕事業	大芝	道路
44	4-4	村道 10 号線舗装修繕事業	神子柴・沢尻	舗装修繕
45	4-4	村道 5 号線舗装修繕事業	北殿	舗装修繕
46	5-1	村道 3008・3019 号線道路改良事業	北原	道路代替性確保
47	5-2	備蓄食料品の確保業務	村内	備蓄、物資等供給
48	5-2	給食施設整備事業	村内	給食施設
49	6-5	避難所生活用品の備蓄業務	村内	避難所の運営環境整備

社会情勢等に応じて追加削除を可能とする。

南箕輪村強靭化計画

令和3年3月

発 行 長野県南箕輪村

編 集 南箕輪村総務課

〒399-4511 長野県上伊那郡南箕輪村 4825-1

TEL 0265-72-2104 (代表) FAX 0265-73-9799